

特定非営利活動法人 オープンマイク ジャパン 定款

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人オープンマイクジャパンという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、アーティストを対象に、表現活動の支援、アーティストと地域社会との交流促進と地域社会の発展、芸術文化の普及と発展を行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)経済活動の活性化を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. コミュニティスペースの運営及びその場所における演奏会、コンサート、個展、展示会等の開催およびアーティストへの支援

2. 公共の場を活用したアーティストコミュニティの形成・活動支援、講習会等の実施
3. この法人のウェブサイト及びウェブメディアを制作・運営し、アーティストや地域活動を発信
4. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる
こと。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 解散及び合併
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第28条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細 則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	荒木 美月
副理事長	大熊 響
副理事長	増田 久晃
理 事	大内 悟道
理 事	東 孝弥

理 事 宮地 元気
理 事 勝俣 泰斗
監 事 原 大輔

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員(個人・団体)5,000円 賛助会員(個人・団体)1口10,000円～

(1口以上)

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 オープンマイクジャパン

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無	役職名等
1	理事	アラキ ミヅキ 荒木 美月		有	理事長
2	理事	オオクマ ヒビキ 大熊 響		無	副理事長
3	理事	オオウチ ゴドウ 大内 悟道		無	
4	理事	アズマ コウヤ 東 孝弥		無	
5	理事	ミヤチ ゲンキ 宮地 元気		無	
6	理事	カツマタ タイト 勝俣 泰斗		無	
7	理事	マスダ ヒサアキ 増田 久晃		有	副理事長
8	監事	ハラ ダイスケ 原 大輔		無	
9					
10					

特定非営利活動法人オープンマイクジャパン設立趣旨書

現代社会において、アーティストが創作活動が続けるための環境は決して十分ではない。表現の場の不足、経済的な制約、専門的な学びの機会の限界など、多くの障壁が存在する。特に、新進アーティストにとっては、自己表現の場を確保し、活動を継続することが大きな課題となっている。

また、地域社会においては、文化活動への関心が高まる一方で、アーティストと住民が交流し、芸術を身近に感じる機会が不足している。特に、都市部と地方の文化格差、世代間の文化体験の断絶などが、地域コミュニティの活力低下を招く要因となっている。

本法人は、これらの課題を解決し、アーティストが創作活動を継続できる環境を整えながら、地域社会との協働を促進し、誰もが芸術文化に触れ、参加できる場を提供する。

本法人は、オープンマイクを基盤としたアーティスト支援、地域コミュニティとの交流促進、そして芸術文化の普及・発展を目的として活動する。アーティストが自由に表現できる場を創出し、その才能を最大限に発揮できる環境を整えることで、持続可能な創作活動を支援する。また、芸術を媒介とした地域活性化を図り、多様な人々が芸術文化に親しみ、交流できる社会の実現を目指す。

本法人がNPO法人として活動する必要性は、アーティスト支援や地域文化の発展を持続的かつ広範に展開するための基盤を確立することにある。任意団体では、資金調達の難しさや社会的信用の不足、長期的な活動の不安定さといった課題があり、表現の場の提供や地域活性化を継続的に推進するには限界がある。特に、助成金や企業・団体からの支援を受けるハードルが高く、活動資金の確保が困難であること、公的な信用がないために行政や企業との連携が制約されること、組織の運営が個々のメンバーの熱意に依存しやすく長期的な継続が難しいことが問題となる。

一方で、NPO法人化することで、助成金や補助金の申請が可能となり、安定した資金調達が実現できるだけでなく、法人格を持つことで行政や企業との協働がしやすくなり、社会的信用が向上する。さらに、明確な運営体制のもとで事業の継続性を確保し、熱意に依存せず持続的な活動が可能となる。したがって、本法人がアーティスト支援と地域社会の文化振興を長期的かつ安定的に推進し、誰もが芸術文化に触れ、参加できる場を提供し続けるためには、NPO法人化が不可欠である。

本法人がNPO法人化することで、アーティスト支援と地域文化振興の枠を超え、さらに幅広い社会貢献が可能となる。まず、安定した資金基盤と公的な信用を活かし、より多くのアーティストに対して創作活動の機会を提供するとともに、活動の場を全国規模へと拡大できる。これにより、都市部に限らず、文化資源の乏しい地域でも芸術活動を促進し、地域間の文化格差の解消に寄与する。

また、学校や福祉施設と連携し、子どもや高齢者、障がい者など、文化活動へのアクセスが限られがちな層に向けた芸術プログラムを展開することで、誰もが芸術を楽しみ、自己表現の機会を得られる社会の実現を目指す。さらに、異なる文化的背景を持つ人々が交流できるイベントやワークショップを開催し、多文化共生を促進するとともに、地域コミュニティの活性化に貢献する。

加えて、企業や自治体との協働を強化することで、文化を活用したまちづくりや観光振興にも寄与し、地域の経済的発展にもつなげることができる。アーティストが単に創作活動が続けるだけでなく、社会に貢献しながら持続可能なキャリアを築けるような仕組みを確立し、芸術がより多くの人々にとって身近で価値あるものとなることを目指す。

このように、NPO法人化を通じて、単なるアーティスト支援を超えた広範な社会貢献を実現し、芸術文化を基盤としたより豊かで多様性に満ちた社会の創造に寄与していく。

2019年 5月

ニューヨークで前身の団体である「yosemic」を発足。ブルックリンで初のオープンマイクイベント開催。以後毎月イベントを開催。延べ100組以上のアーティストが参加。

2020年 9月

拠点を東京下北沢に移し活動を再開。

2021年

4月 ニューヨークでの活動を経験したアーティストをメインにしたイベント「さらけだし」をコワーキングスペースROBERTで開催。

10月 大阪と下北沢2拠点で「さらけだせ、愛」を開催。

11月 文化庁AFFの助成金を経てart in progressと共同イベントを開催。

毎月行われるオープンマイクでは年間延べ150組がイベントに参加。

2022年

4月 本団体のイベントスペースをクラウドファンディングで資金調達し正式オープン。

毎週オープンマイクをメインに音楽イベント、お笑いイベント、講習会など年間約50回のイベントを実施。

5月 Funny 映画上映会を開催。

8月 NPO法人こどもアート企画mottoと合同イベント「古着でなにつくろ！」を開催。

9月 ニューヨークからダンサー[REDACTED]を招いて「I dance for you」を開催。

10月 山梨でキャンプイベントでは自然と芸術の一体型イベント「宴」を開催。

2023年

オープンマイク以外にも定期イベントとして音楽イベント「ツヤニーセッション」、お笑いイベント「ごどう寄席」などジャンルの幅を広げ年間70回以上のイベントを実施。

その中で、

2月 武者小路千家の茶人[REDACTED]を招いて茶会を開催。

9月 世田谷ポート主催の三軒茶屋で行われた「SETAGAYA NEW WAVE REUNIONーいま、再会しようー」でパフォーマンスブースとしてオープンマイクを無印良品入りロススペースで実施。

11月 セタオーレーベル（'音楽'を通じて、福祉という概念やそれぞれの背景を超えた、新たな関係性や価値観を生み出すべく発足した今年2年目のプロジェクト）に参加し、新曲リリース記念&SOY-POYコラボ特別企画を開催。

2024年

年間70回以上のイベントを実施。延べ500組以上のアーティストが参加。

12月 会員間で法人化の意思確認

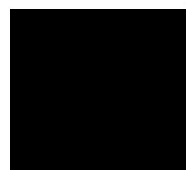
2025年

2月 設立総会開催

令和7年 2月 9日

設立代表者

氏名 大熊 響



令和7年度

事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
特定非営利活動法人 オープンマイクジャパン

1 事業実施の方針

オープンマイクをはじめとした、イベントの実施によってアーティストコミュニティの形成を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 1230 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲及び人数	事業費(千円)
コミュニティスペースの運営及びその場所における演奏会、コンサート、個展、展示会等の開催およびアーティストへの支援	オープンマイクの実施	月1回	事務所	20人	アーティスト120名	600
公共の場を活用したアーティストコミュニティの形成・活動支援、講習会等の実施	アーティスト支援のためのイベントの実施	月1回	コミュニティセンター等	20人	アーティスト・地域住民等1000名	600
この法人のウェブサイト及びウェブメディアを制作・運営し、アーティストや地域活動を発信	HPの開設	通年	事務所	2人	アーティスト・地域住民等500名	30

令和8年度

事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)
特定非営利活動法人 オープンマイクジャパン

1 事業実施の方針

オープンマイクをはじめとした、イベントの実施によってアーティストコミュニティの形成を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 1230 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲及び人数	事業費(千円)
コミュニティスペースの運営及びその場所における演奏会、コンサート、個展、展示会等の開催およびアーティストへの支援	オープンマイクの実施	月1回	事務所	20人	アーティスト 200名	600
公共の場を活用したアーティストコミュニティの形成・活動支援、講習会等の実施	アーティスト支援のためのイベントの実施	月1回	コミュニティセンター等	20人	アーティスト・地域住民等 1500名	600
この法人のウェブサイト及びウェブメディアを制作・運営し、アーティストや地域活動を発信	HPの開設	通年	事務所	2人	アーティスト・地域住民等 1000名	30

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人オープンマイクジャパン
(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			550,000
正会員受取会費	250,000		
賛助会員受取会費	300,000		
2 受取寄附金			300,000
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			500,000
受取補助金	500,000		
4 事業収益			1,500,000
オープンマイク事業収益	750,000		
アーティスト支援事業収益	750,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			2,850,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,000,000
給料手当	800,000		
役員報酬	200,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			1,230,000
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
印刷製本費			
オープンマイク事業費	600,000		
アーティスト支援事業費	600,000		
HP管理費	30,000		
事業費計			2,230,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			360,400
消耗品費			
水道光熱費	100,000		
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費	260,400		
減価償却費			
管理費計			360,400
経 常 費 用 計			2,590,400
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			259,600
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			259,600
法人税、住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			259,600

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人オープンマイクジャパン
(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			775,000
正会員受取会費	375,000		
賛助会員受取会費	400,000		
2 受取寄附金			500,000
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			500,000
受取補助金	500,000		
4 事業収益			1,500,000
オープンマイク事業収益	750,000		
アーティスト支援事業収益	750,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			3,275,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,400,000
給料手当	1,000,000		
役員報酬	400,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			1,230,000
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
印刷製本費			
オープンマイク事業費	600,000		
アーティスト支援事業費	600,000		
HP管理費	30,000		
事業費計			2,630,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			360,400
消耗品費			
水道光熱費	100,000		
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費	260,400		
減価償却費			
管理費計			360,400
経 常 費 用 計			2,990,400
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			284,600
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			284,600
法人税、住民税及び事業税			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額③－④+⑤			544,200